

当初・変更

入札執行機関 41390 相馬港湾建設事務所

入札（見積）執行調書入札等（契約）結果書

年災		事項		契約	25年6月7日
工事番号	13-41390-0010	工事名	積算委託（港湾調査）	着工	25年6月7日
入札執行年月日	25年 6月 7日	発注種別	22 土木設計	完成	25年8月5日
審議番号	公所	000000	本庁	発注標準等級	
路線・河川名	相馬港			予定価格	
工事箇所	相馬郡新地町今泉 地内				1,503,600
至					
工事概要	道路改良積算 N=1式				

業者コード 業者名	指名理由	落札業者の住所	
		入札額及び再入札額	落札額（契約額）
900013050 一般財団法人 ふくしま市町村支援機構		(1) 1,320,000 (3)	(2) (4) 1,386,000
		(1) (3)	(2) (4)

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 随意契約とする理由、変更契約の内容は、裏面のとおり。

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとともに、県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約によることとしたい。

1 工事概要

- (1) 工事名 港湾(補助)工事(道路)
- (2) 路・河川名 相馬港
- (3) 工事箇所名 相馬郡新地町今泉 地先

2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中において、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。

3 随意契約の理由

(1) 積算業務の性格

- ①積算を行うにあたっては、県が定める「標準積算基準」に依ることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を徴収し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該地点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ②積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術である。
- ③発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 災害等発生時の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から全県を挙げて復旧・復興に取り組んでおり、相馬港湾建設事務所の現体制の中で、速やかな業務執行のために、当該積算業務を外部委託する必要がある。

4 単独見積りの理由及びその相手方

財団法人ふくしま市町村建設支援機構は、長年にわたり、地方自治体の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。